

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ労働相談センター
札幌圏雇用センサス 2016年5月の相談状況
「要注意！固定残業手当」

1. 労働相談の概況

(1) 相談件数について

- 資料-1 「2016年 雇用形態別 相談者数 月別集計」
- 資料-2 「2016年5月 相談者数（雇用形態・男女、業種別）」
- 資料-3 「2016年5月 相談件数（雇用形態別）」

相談者数は53人、相談件数は87件、一人当相談件数は1.64となりました。
対前月比は+7人・+10件となり、一人当相談件数は-0.03Pとなっています。

【相談者数・相談件数・一人当相談件数の比較】

	相談者（人）	相談件数（件）	一人当相談件数（件）
2016年 5月	53	87	1.64
2015年 5月	63	121	1.92
2016年 4月	46	77	1.67

(2) 雇用形態別相談者数及び件数について

- 資料-2 「2016年5月 相談者数（雇用形態・男女、業種別）」
- 資料-3 「2016年5月 相談件数（雇用形態別）」

相談者数53人の内訳は、社員24人、期限付雇用契約者（契約・パート・臨時・嘱託・季節・派遣）28人、不明1人となっており、男女比では男性38人・女性15人となっています。

相談件数87件の内訳は、社員48件、期限付雇用契約者（契約・パート・臨時・嘱託・季節・派遣）37件、不明2件となっており、男女比では男性67件・女性20件となっています。

【雇用形態別 相談者数（人）】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	22	6	9	0	0	0	0	1	38
女	2	5	6	0	0	0	2	0	15
計	24	11	15	0	0	0	2	1	53

【雇用形態別 相談件数（件）】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	43	10	12	0	0	0	0	2	67
女	5	7	6	0	0	0	2	0	20
計	48	17	18	0	0	0	2	2	87

相談者数を男女比でみた場合男性が多数であり、雇用形態別にみると男性は社員に、女性は期限付雇用契約者に集中しています。また相談件数をみると男性は社員、女性は社員と期限付雇用契約者に件数が分散しています。

(3) 業種別相談状況について

資料－４ 「２０１６年 業種別 相談者数 月別集計」

資料－５ 「２０１６年５月 相談件数（業種別）」

業種別相談状況による相談者数と相談件数の分布は次のとおりです。

「卸・小売業・飲食店」	13人	相談件数15件
「医療・福祉・医薬品業」	8人	同15件
「その他サービス業」	7人	同16件
「ビル管理業」	4人	同6件
「通信・報道・IT業」	4人	同7件
「陸運・倉庫業」	3人	同3件
「建設・設計・重機業」	3人	同4件
「公務・公共サービス」	3人	同5件
「交通業」	2人	同4件
「食品加工業」	2人	同5件
「教育・学校」	1人	同2件
「製造業」	1人	同1件
「金融・保険・不動産業」	1人	同3件
「分類不能」	1人	同2件

相談者数は、「卸・小売業・飲食店」「医療・福祉・医薬品業」に相談者が集中しています。

相談件数は、「その他サービス業」が多く、「卸・小売業・飲食店」「医療・福祉・医薬品業」と続いています。

(4) 相談内容について

資料－３ 「２０１６年５月 相談件数（雇用形態別）」

資料－６ 「２０１６年 月別集計 相談件数（相談項目別）」

① 相談項目別の相談者数と相談件数の分布は次のとおりです。

労働組合関係	2件
労働契約関係	13件
賃金関係	27件
労働時間関係	18件
雇用関係	9件
退職関係	4件
保険・税関係	4件
安全衛生	3件
差別など	6件
経営問題・労務管理	2件

賃金関係の相談は、「不払い残業・割増賃金」に集中しています。

労働時間関係では、多くが「年次有給休暇」となっており、労働契約関係では、「就業規則・雇用契約」に集中しています。

② 相談内容と雇用形態の内容を検証すると次のとおり分布されます。

	社員		契約		パート		臨時		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
組合	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
契約	5	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	4
賃金	16	1	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	3
時間	8	0	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	14	4
雇用	4	1	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3
退職	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
保険	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
安全	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
差別	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2
他	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
計	43	5	10	7	12	6	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	67	20

「社員」の抱える相談項目が48件と相談件数全体の55.2%を占めています。

「期限付雇用契約者（契約・パート・臨時・嘱託・季節・派遣）」は37件で相談件数全体の42.5%を占めています。

男性は「社員」の割合が高く、女性は「期限付雇用契約者」の割合が高くなっています。

(5) 違法件数について

資料-3 「2016年5月 相談件数（雇用形態別）」

資料-7 「2016年 月別集計 違法件数（相談項目別）」

53人から寄せられた、87件の相談中、違法と判断される項目は46件となっています。

52.9%が違法という状況です。46件の主な内訳は次のとおりです。

【項目別違法件数の分布】

項目	違法件数	違法率	全相談件数
労働組合関係	0件	0.0%	2件
労働契約関係	7件	58.3%	12件
賃金関係	21件	77.8%	27件
労働時間関係	6件	33.3%	18件
雇用関係	6件	66.7%	9件
退職関係	2件	50.0%	4件
保険・税	0件	0.0%	4件
安全衛生	1件	33.3%	3件
差別	2件	33.3%	6件
その他	1件	50.0%	2件
総数	46件	52.9%	87件

2. 雇用情勢について

5月の相談状況は、相談者数・相談件数は共に対前年を下回りました。一人当たりの相談件数は1.64件となっており、対前年・対前月共に下回りました。

正社員男性からの相談が最も多く、相談内容は「賃金関係（不払い残業・割増賃金）」「労働時間関係（年次有給休暇）」に集中しました。男女比では男性は社員に、女性は期限付雇用契約者（パート・臨時）に相談者が集中しています。

違法率は52.9%となっており、その内訳では賃金関係の項目77.8%と突出して高く、加えて雇用関係・労働契約関係の項目で違法率が高くなっており、職場における労働者の基本的な権利が危ぶまれる極めて厳しい状況にあることが読み取れます。賃金関係の項目における事例として、一定の残業が前提の「固定残業代（固定手当）」でありながら、残業代の金額や残業時間を明示せずトラブルとなるケースが多くあり、使用者の法令違反及びずさんな労務管理が浮き彫りとなっています。

業種別相談状況に見る、相談者数・相談件数が集中する「卸・小売業・飲食店」などでは、労働法規（ワークルール）に触れる違法性の高い事例も多く存在しており、学生の「ブラックバイト」をはじめとし、勤務シフトや賃金をめぐるトラブルが起きています。

「医療福祉・医薬品業」の現場となる、病院・訪問看護ステーション・特別養護老人ホームなどの介護保険施設の現場ではなお慢性的なスタッフ不足が続いています。慢性的な人員不足により、正常な勤務体制の確保は厳しく、当然労働者はサービス残業が横行する過酷な労働条件下におかれ、あらゆるハラスメントに耐えがたく、職場を辞めることでしか解決できない状況になっています。

一方、雇用情勢は求人倍率が24年ぶりの高水準となるも、求職者の希望と条件に隔たりがあることから、雇用のミスマッチは解消しておらず、正社員を希望しても見つからない、求人が多い実感はなく、賃上げや正社員化などの処遇改善が求められています。その背景には、人件費を抑えたい企業が高齢者や女性の非正規社員で労働力を補っている実態が浮き彫りとなっています。

こうした背景には、職場において重要な就業規則を軽んじる傾向と、使用者の法令違反及びずさんな労務管理により、弱い立場の労働者が我慢と自己解決を強いられ、労働者間が競争・分断せざるを得ない状況が作り出されている実態があります。

解決への道は、働く仲間が集まって労働組合をつくり、誰もが働きやすい職場環境をつくること、そして風通しの良い健全な労使関係を再構築することです。